

さくら市告示第 67 号

さくら市低入札価格調査制度事務処理試行要領を次のように定め、平成 19 年 6 月 1 日から適用する。

平成 19 年 5 月 18 日

さくら市長 秋元 喜平

さくら市低入札価格調査制度事務処理試行要領

(目的)

第 1 条 この要領は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づく低入札価格調査制度（予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）の当該入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者とすることができる場合において、最低価格入札者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査する制度をいう。）の手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(対象となる入札)

第 2 条 低入札価格調査の対象となる入札は、建設工事に係る競争入札のうち予定価格が 1 億円以上のもの（以下「適用工事」という。）とする。ただし、予定価格が 1 億円未満のものについても対象とすることができる。

(低入札価格調査基準価格の設定)

第 3 条 入札執行者は、適用工事を入札する場合は、低入札調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を定め、最低価格入札者の入札価格が調査基準価格を下回ったときは、低入札価格調査を行うものとする。

2 調査基準価格は、次の基準により設定されるものとする。

(1) 予定価格算定の基礎となった次に掲げる額の合計額（以下この項において「合計額」という。）から 1 万円未満の端数を切り捨てた額に 100 分の 108 を

乗じて得た額とする。ただし、合計額が工事価格に 10 分の 9 を乗じて得た額を超える場合は 10 分の 9 を乗じて得た額を合計額とし、合計額が工事価格に 10 分の 7 を乗じて得た額に満たない場合は 10 分の 7 を乗じて得た額を合計額とする。

ア 直接工事費の額（建築工事及び設備工事は、直接工事費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額）に 10 分の 9.5 を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

ウ 現場管理費相当額に 10 分の 9 を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に 10 分の 5.5 を乗じて得た額

(2) 工事の性質上、前号の規定により難しいものについては、前号の規定にかかわらず、予定価格に 10 分の 7 から 10 分の 9 の範囲内で発注機関の長（以下「所属長」という。）が定める割合を乗じて得た額とする。

3 入札執行者は、調査基準価格を予定価格書に明記する。

（入札参加者への周知）

第 4 条 入札執行者は、適用工事の入札の発注公告又は指名通知書に調査基準価格を設けたことを明記する。

2 調査基準価格を下回る価格で適用工事の入札を行った者と契約を締結する場合の契約保証金額及びかし担保責任の存続期間は、次のとおりとする。

(1) 契約保証金額は、契約金額の 10 分の 3 以上とする。

(2) かし担保責任の存続期間は、木造の建物等の建築工事及び設備工事等の場合は 1 年 6 箇月とし、コンクリート造り等の建物等又は土木工作物の建設工事の場合は 3 年とする。

3 入札執行者は、最低価格入札者と契約を締結する場合の契約保証金額及びかし担保責任の存続期間を入札条件（様式第 1 号）により入札参加を希望する者へ通知する。

（入札の執行）

第 5 条 入札執行者は、入札の結果、調査基準価格を下回る価格の入札が行われた場合は、調査基準価格を下回るため落札を保留する旨を宣言したうえで落札者の決定を保留し、後日結果を通知する旨を告げて入札を終了する。

（基本調査及び数値的判断基準）

第 6 条 所属長は、前条の規定により落札者の決定を保留した場合は、最低価格入

札者が提出した工事費内訳書の内容が次の各号のいずれにも該当するか調査し、低入札価格基本調査結果報告書（様式第2号）により入札執行者に報告する。

- (1) 直接工事費の額が、設計額における直接工事費（建築工事及び設備工事にあつては10分の9を乗じて得た額）に10分の7.5を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。
- (2) 共通仮設費の額が、設計額における共通仮設費に10分の7を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。
- (3) 現場管理費の額が、設計額における現場管理費に10分の7を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。
- (4) 一般管理費の額が、設計額における一般管理費に10分の3を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。
- (5) 入札書記載金額が、次に掲げアからエまでの合計額からオを減じ1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

ア 設計額における直接工事費（建築工事にあつては10分の9を乗じて得た額）に10分の9.5を乗じて得た額

イ 設計額における共通仮設費に10分の9を乗じて得た額

ウ 設計額における現場管理費相当額に10分の8を乗じて得た額

エ 設計額における一般管理費等に10分の3を乗じて得た額

オ 設計額における工事価格に10分の0.3を乗じて得た額

- 2 入札執行者は、最低価格入札者が提出した工事費内訳書が前項各号のいずれかに該当しない旨の報告を受けた場合は、当該最低価格入札者を失格とする。ただし、前項第5号アからウの合計額が適用工事の調査基準価格に108分の100を乗じて得た額以上になった場合は、前項第5号を判断基準として適用しない。

（2次調査の実施）

第7条 所属長は、最低価格入札者が前条第2項の規定により失格とならなかった場合は、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを判断するため、次に掲げる事項について最低価格入札者からの事情聴取及び関係機関への照会等により2次調査を行う。この場合において、所属長は、最低価格入札者に対し調査の実施について低入札価格調査実施通知書（様式第3号）により通知するものとする。

- (1) 当該価格により入札した理由

- (2) 当該工事の施工場所付近における手持ち工事の状況
- (3) 当該工事に関連する手持ち工事の状況
- (4) 当該工事の施工場所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (5) 手持ち資材の状況
- (6) 資材の購入先及び購入先と入札者との関係
- (7) 手持ち機械の保有状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (10) その他の必要な事項

2 最低価格入札者は、前項の通知を受けたときは、原則として低入札価格調査実施通知書を発送した日から7日以内に回答書(様式第4号)に必要な事項を記載し、所属長に提出しなければならない。

(低入札価格の審査及び意見の回答)

第8条 所属長は、2次調査の内容を分析及び検討し、低入札価格2次調査結果報告書(様式第5号)により入札執行者に報告する。

2 入札執行者は、前項の報告を受けた場合は、さくら市建設工事請負業者指名選考委員会規程(平成17年さくら市訓令第48号)で規定するさくら市建設工事請負業者指名選考委員会(以下「委員会」という。)に低入札価格2次調査結果報告書を提出し、その意見を求めるものとする。

3 前項の場合、委員会は審議を行い、低入札価格審議結果報告書(様式第6号)により入札執行者へ報告するものとする。

(落札者の決定)

第9条 入札執行者は、委員会の意見に基づき最低価格入札者の入札価格により当該契約の内容に適合した工事が履行されると認めるときは、最低価格入札者を落札者と決定し、最低価格入札者の入札価格では当該契約に適合した工事が履行されないおそれがあると認めるときは、最低価格入札者を失格とする。

2 入札執行者は、第6条第2項又は前項の規定により最低価格入札者を失格とした場合は、次順位者を落札者と決定する。ただし、次順位者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、次順位者を対象に第6条から第9条までの手続きを再度行うものとする。

(入札者への通知)

第10条 入札執行者は、第9条第1項の規定により最低価格入札者を落札者として決定した場合は、直ちに落札通知書（様式第7号）により最低価格入札者へ通知するとともに、他の入札者全員に対して入札結果通知書（様式第8号）によりその旨を知らせるものとする。

2 入札執行者は、第6条第2項の規定により次順位者を落札者として決定した場合は、直ちに最低価格入札者へ調査結果通知書（様式第9号）により失格について通知し、次順位者に対しては落札通知書（次順位者用）（様式第10号）により落札者となった旨を通知するとともに、他の入札者全員に対して入札結果通知書によりその旨を知らせるものとする。

（契約後の確認）

第11条 入札執行者は、最低価格入札者と契約を締結した場合は、低入札価格2次調査結果報告書の写しを監督員に引き継ぐものとする。

2 監督員は、施工体制台帳、施工計画書及び低入札価格2次調査結果報告書の記載内容に沿った施工が実施されていることを随時確認し適切な指導を行う。

3 監督員は、いわゆる手抜き工事等を防止するため重点的な監督業務を実施する。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

改正（平成20年8月11日告示第72号）

改正（平成21年7月23日告示第74号）

改正（平成25年9月4日告示第140号）

改正（平成26年3月20日告示第53号）

改正（平成28年3月28日告示第73号）

様式第 1 号（第 4 条関係）

入札条件

低入札価格調査制度による調査基準価格が設定されている入札において、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者と契約を締結する場合は、契約保証金額及びかし担保責任の存続期間を次のとおりとする。

- 1 契約保証金額は「請負代金額の 10 分の 3 以上」とし、さくら市建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）第 48 条に規定する違約金は「請負代金額の 10 分 3 に相当する額」とする。
- 2 かし担保責任の存続期間は、木造の建物等の建築工事及び設備工事等の場合は「1 年 6 箇月」とし、コンクリート造り等の建物等又は土木工作物の建設工事の場合は「3 年」とする。

様式第2号（第6条関係）

第 号

年 月 日

入札執行者 様

所属長

低入札価格基本調査結果報告書

低入札価格の基本調査結果については、次のとおりです。

調査日 年 月 日

1	入札日	
2	工事名	
3	工事箇所	
4	最低価格入札者等	
5	入札価格	円（税抜き）
6	予定価格	円（税抜き）
7	調査基準価格	円（税抜き）

○ 数値的判断基準に基づく調査表

	判断項目	工事費内訳書の額	数値的判断基準による 算出額	適・否
1	直接工事費の額	円	円	
2	共通仮設費の額	円	円	
3	現場管理費の額	円	円	
4	一般管理費の額	円	円	
5	入札書記載金額	円	円	

注1 数値的判断基準による算出額は、第6条第1項に規定する基準に基づき算定し、記入する。

2 適・否欄は、基準額に適合していれば○を、不適合であれば×を記入する。

様式第4号（第7条関係）

（その1）

当該価格により入札した理由

◎ 当該価格で入札した理由を、労働費、手持工事の状況、当該工事現場と事業所、倉庫等との関係、手持資材の状況、手持機械の状況及び下請け会社等の協力等からの面から記載する。

なお、当該価格で入札した結果、安全で良質な施工を行うことは当然である。

(その2)

手持ち工事の状況

工事名	発注者	工期	金額	備考

※ 対象工事現場付近(半径10キロメートル程度)での手持ち工事の件名を記入し、その工事現場が確認できる図面(対象工事の位置も記入)を添付すること。図面の尺度は、自由とする。

手持ち工事の状況(対象工事現場付近)による縮減経費の算出調書

工種 (経費名)	単位	数量	単価(円)			縮減可能額 (円)
			標準	自社	差額	

※ 共通仮設費は、準備費、運搬費、安全費等の詳細項目まで記入すること。

(その3)

手持ち工事の状況（対象工事関連）

工事名 (工事地先名)	発注者	工期	金額	備考

※ 対象工事の同種又は同類の手持ち工事名を記入すること。

手持ち工事の状況（対象工事関連）による縮減経費の算出調書

工種 (経費名)	単位	数量	単価（円）			縮減可能額 (円)
			標準	自社	差額	

※ 共通仮設費は、準備費、運搬費、安全費等の詳細項目まで記入すること。

(その4)

契約対象工事の施工場所と入札者の事業所、倉庫等との関連

◎ 分かりやすい地図で契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連が明確になるように記入する。また、所在地も明らかにする。(縮尺は自由とする。)

契約対象工事の施工場所と入札者の事業所、倉庫等との関連による縮減経費の算出調書

工種 (経費名)	単位	数量	単価 (円)			縮減可能額 (円)
			標準	自社	差額	

※ 共通仮設費は、準備費、運搬費、安全費等の詳細項目まで記入すること。

様式第5号（第8条関係）

第 号

年 月 日

入札執行者 様

所属長

低入札価格2次調査結果報告書

低入札価格の2次調査結果については、次のとおりです。

調査日 年 月 日

1	入札日	
2	工事名	
3	工事箇所	
4	最低価格入札者等	
5	入札価格	円（税抜き）
6	予定価格	円（税抜き）
7	調査基準価格	円（税抜き）
調査結果	(1)	当該価格により入札した理由
	(2)	当該工事の施工場所付近における手持ち工事の状況
	(3)	当該工事に関連する手持ち工事の状況
	(4)	当該工事の施工場所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
	(5)	手持ち資材の状況
	(6)	資材の購入先及び購入先と入札者との関係

	(7) 手持ち機械の保有状況
	(8) 労務者の具体的供給見通し
	(9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
	(10) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会による。）
	(11) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金支払の状況、下請代金の支払状況等）
	(12) その他の必要な事項
総合意見	

様式第6号（第8条関係）

第 号

年 月 日

入札執行者 様

さくら市建設工事請負業者指名選考委員会委員長

低入札価格審議結果報告書

低入札価格の審議結果については、次のとおりです。

調査日 年 月 日

1	入札日	
2	工事名	
3	工事箇所	
4	最低価格入札者等	
5	入札価格	円（税抜き）
6	予定価格	円（税抜き）
7	調査基準価格	円（税抜き）
(意見)		
(審議結果)		

注 審議結果欄には、「当該入札価格は妥当である」又は「当該入札価格は妥当ではない」と記入する。

様

入札執行者



落札通知書

年 月 日に競争入札に付した次の工事について落札者の決定を保留していましたが、貴社の入札価格によって当該契約の内容に適合した履行がされるかどうかを調査した結果、妥当と認め、貴社を落札者とすることに決定しました。

つきましては、さくら市建設工事請負契約書を、契約約款第5条に定められている契約の保証とあわせて7日以内に提出してください。

（つきましては、さくら市建設工事請負仮契約書は7日以内に、契約約款第5条に定められている契約の保証については、後日指定する日までに提出してください。）

1	入札日	年 月 日
2	工事名	
3	工事箇所	
4	入札書記載金額	円
5	契約金額	入札書記載金額に8パーセントを加算した金額
6	契約の保証割合	契約金額の100分の30以上
7	工事期間	
8	発注者	

※ （ ）内は、議会の議決を要する契約の場合に記載する。

様式第8号（第10条関係）

第 号

年 月 日

様

入札執行者



入札結果通知書

年 月 日に競争入札に付した次の工事について落札者の決定を保留して
いましたが、（次順位者である） を落札者とすることに決定しました。

- 1 入札日
- 2 工事名
- 3 工事箇所

※（ ）内は、次順位者を落札者とする場合に記載する。

様

入札執行者



調査結果通知書

先に入札を行った工事については、次のとおり落札者としませんので、通知します。

1	入札日	年 月 日
2	工事名	
3	工事箇所	
4	落札者としていない理由	

様

入札執行者



落札通知書（次順位者用）

年 月 日に競争入札に付した下記工事について落札者の決定を保留していましたが、調査の結果、最低入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認め、次順位者である貴社を落札者とすることに決定しました。

つきましては、さくら市建設工事請負契約書を、契約約款第 5 条に定められている契約の保証とあわせて 7 日以内に提出してください。

（つきましては、さくら市建設工事請負仮契約書は 7 日以内に、契約約款第 5 条に定められている契約の保証については、後日指定する日までに提出してください。）

1	入札日	年 月 日
2	工事名	
3	工事箇所	
4	入札書記載金額	円
5	契約金額	入札書記載金額に 8 パーセントを加算した金額
6	契約の保証割合	契約金額の 100 分の 30 以上
7	工事期間	
8	発注者	

※ （ ）内は、議会の議決を要する契約の場合に記載する。

※ 次順位者が低入札価格調査に該当していた場合、契約の保証割合は 100 分の 30 以上とする。